



# Nabeshima Labor Management



## 外国人を雇用する際の留意点

人手不足を補う為に外国人を雇用することにしました。どのようなことに気をつければよいのでしょうか？

### 在留資格の確認

外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。在留カードや旅券（パスポート）または資格外活動許可書などの提示を求め確認してください。

#### 【在留資格の具体例】

**日本人の配偶者等**（身分に基づき在留する者）

⇒日本での報酬活動に制限はありません。よって、日本人と同様に働くことができます。

**留学生**

⇒原則として就労できません。ただし、**資格外活動許可**を受ければ働くことができます。

### 資格外活動許可とは？

外国人が許可された在留資格に応じた活動以外に報酬を受ける活動を行おうとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けていなければなりません。これには本来の活動を害しないために、1週間あたり28時間以内など活動時間の上限が定められているので注意が必要です。

### 外国人雇用状況の届出義務



雇用対策法第28条に基づき、外国人を雇用する事業主には外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、その氏名、在留資格、国籍などについてハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

	雇用保険の被保険者となる外国人	雇用保険の被保険者でない外国人
届出方法	雇用保険資格取得届、雇用保険資格喪失届それぞれの備考欄に記入	外国人雇用状況届出書（様式第3号）に届出事項を記入
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク	当該外国人が勤務する事業所施設（店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク
提出期限	雇入れ・・・翌月10日まで 離職・・・翌日から起算して10日以内	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで

### 社会保険・労働保険の適用

日本で働く労働者については、その国籍を問わず原則として日本の労働関連法令が適用されます。

社会保険	健康保険	被保険者となる （ただし本国と日本との間で社会保障協定が締結されている場合は被保険者とならないことがある。）
	厚生年金保険	
労働保険	雇用保険	被保険者となる （外国公務員や外国の雇用保険に加入している者を除く。）
	労働者災害補償保険	適用対象となる ※たとえ不法就労者であっても適用の対象

尚、外国人であっても最低賃金法の適用を受けますのでご注意ください。

## お知らせ

◇ 厚生年金保険料が9月(10月に支払う給与)から変更になります。  
各人ごとの保険料については改めて担当よりお知らせ致します。

	～H28.8	H28.9～
全 体	178.28/1000	181.82/1000
事業主・個人折半	89.14/1000	90.91/1000



白馬大池

## 自然との共生

### 北アルプス後立山連峰 「白馬岳」縦走

今年も北アルプスを歩くことができました。後立山連峰、白馬三山を2泊3日で縦走してきました。榎池高原～白馬大池(泊)～「白馬岳・杓子岳・鑓ヶ岳」～天狗山荘(泊)～猿倉へ下山。人気の高い白馬岳は常に濃霧に包まれ、立山連峰の全てを見ることは困難でした。霧が晴れた瞬間、「うわーきれい」の連続でした。きつかったですが願いが叶いました。



天狗原の湿原

山頂からの虹

トリカブト

## 雲上の美

### わたしのひとこと

今夏の全国高校野球選手権大会において、本県代表の「作新学院」が優勝した瞬間、県民がその喜びに沸きました。なんと54年ぶりということ。甲子園でトップに立つということがどんなに難しいことかを実感したのは私だけではないと思います。

部員の指揮をとる小針監督は33歳、監督になって10年目です。今回優勝したことは勿論のことですが、それよりもすごいのは夏の大会で過去6年間、連続で甲子園に出場したことが前代未聞であるということです。この実績が今回の優勝に結びついたのでしょうか…。

この監督の指導方針は、まさに労務管理の手本です。監督・部員が一体となってグラウンドの整備に汗をながす、その枠から外れる部員は外につまみ出す、上司と部下が共感・協働で目標に向かう、優勝はその結果によるもので少しぐらいの汗ではなしえないことです。夢を形にするためには惜しまない努力が必要で、会社もこれと同じです。協働できる人の集団で前進するのが理にかなった方法なのです。

鍋島 勝子

## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

### 社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)



認証番号 080595

